

院外処方箋問い合わせ簡素化プロトコル

※実施にあたっては患者に十分な説明を行い、同意を得ること。特に金額や服用方法の変更が生じる場合についてはトラブルとならないよう配慮すること。

問い合わせ不要項目(ただし、麻薬・抗腫瘍剤は除く)

- 1) 成分名が同一の銘柄変更(ただし変更不可の処方除く)^{※注1}

例 1: ボナロン錠 35mg → フオサマック錠 35mg (先発→先発)
例 2: エスゾピクロン錠 2mg「トーワ」
→ ルネスタ錠 2mg(後発→先発)
- 2) 剤形の変更(薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る)^{※注2}

例 1: バルサルタン錠 80mg → バルサルタンOD錠 80mg
例 2: ランソプラゾール OD 錠 30 → ランソプラゾールカプセル 30
例 3: (粉碎)フロセミド錠 40mg 0.25 錠 → フロセミド細粒 4% 0.25g
例 4: リンデロン散 0.1% 1g → リンデロンシロップ 0.01% 10mL
- 3) 別規格製剤がある場合の薬剤規格の変更(薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る)^{※注2}

例: カルベジロール錠 1.25mg 1 回 2 錠
→ カルベジロール錠 2.5mg 1 回 1 錠
- 4) 錠剤の半割や粉碎、あるいはその逆
(薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る)
逆の場合の例
(粉碎)チラーヂンS 50 μ g 0.25 錠 → チラーヂンS 12.5 μ g 1 錠
- 5) 調剤報酬に関わらない「患者の希望」あるいは調剤報酬に関わらない「アドヒアランス不良で一包化によりその向上が見込まれる」の理由により実施する一包化(コメントに「一包化不可」の場合を除く)。

- 6) 薬剤師が残薬確認時に処方薬の残薬を把握したため、投与日数を調整(短縮)して調剤すること(外用剤の本数の変更も含む)^{※注3} ただし、継続を基本とするため、最小単位(1日分、1袋など最小処方単位)までとして、処方を削除する場合は疑義照会を必要とする。
例:オルメサルタン錠 20mg 30日分 → 26日分(4日分残薬があるため)
例:ラミシールクリーム 1% 30g → ラミシールクリーム 1%20g(1本残薬があるため)
- 7) ビスホスホネート製剤の週1回あるいは月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合)
例:(他の処方薬が 14日分処方の時)
アクトネル錠 17.5mg(週1回製剤) 1錠分 1起床時 14日分 → 2日分
- 8) 「1日おきに服用」「週3日」「週2日」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合)
例:(他の処方薬が 30日分処方の時)
メルカゾール錠5mg 1錠分 1朝食後 1日おき 30日分 → 15日分
例:(他の処方薬が 28日分処方の時)
バクタ配合錠 1錠分 1朝食後 月・水・金 28日分 → 12日分
- 9) 味の指定がある場合の経腸栄養剤の味の変更
例:イノラス配合経腸用液 187.5(りんご)→イノラス配合経腸用液(いちご)
例:アミノレバン EN 配合散(フルーツ)→アミノレバン EN 配合散(コーヒー)
- 10) 外用薬の使用部位の追記
例:ルリクール VG 軟膏 0.12% 5g 1日1回
→ルリクール VG 軟膏 0.12% 5g 1日1回 前腕の赤いところ
例:モーラスパップ XR120mg(7枚/袋) 10袋 1日2回
→モーラスパップ XR120mg(7枚/袋) 10袋 1日2回 両膝、左右腰